

那覇市社会福祉施設等応援金(障がい分)に関する Q&A

Q1 この那覇市社会福祉施設等応援金(以下、応援金という)の目的は何ですか

A1 この応援金は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に携わりながら、感染拡大防止のための対策を講じ社会福祉サービスの継続に努めた市内の社会福祉施設等に対し、当該活動への慰労とともに、引き続き感染予防対策に留意され、「新しい生活様式」に取り組みながら事業を継続するための支援を目的としています。

Q2 1施設当たり10万円交付されるとのことですが、なぜこのような方法での支援になったのですか

A2 事業を早期に実施し、施設ごとに柔軟な対応を行っていただくため、定額を各事業者へ交付するという形にさせていただきました。

Q3 応援金の使途や活用方法について教えてください

A3 A1でも触れていますが「社会福祉サービスの継続に係る活動への慰労とともに、引き続き感染予防対策に留意され、「新しい生活様式」に取り組みながら事業を継続する」ための応援金となります。従事者への手当としても良いですし、福利厚生の実施や、施設の状況に応じた感染対策等を行っていただければ結構です。

なお、活用方法については、施設等の中で、納得感が高まるよう、従事者の皆様の意見を可能な限り反映していただければと思います。

Q4 応援金を本来の目的(事業所や従事者のため)以外に使用することはできますか

A4 できません。なお、申請の時点で事業所や従事者のために使用するとしていたにもかかわらず、後から目的外に使用したことが判明した場合は、交付した応援金を全額返還させていただきます(那覇市社会福祉施設等応援金交付要綱(以下、要綱という)第7条)。

Q5 対象となる事業所は

A5 以下の要件をいずれも満たしていることをご確認ください

- ① 令和2年10月20日現在で、那覇市内に所在し休止又は廃止になっていない
- ② 令和2年2月から5月末までにかけて、1回でもサービス提供実績がある
- ③ 要綱別表に記載がある

Q7 要綱第4条に「10万円に対象事業者が市内で運営する社会福祉施設等の数を乗じて」とありますが、「施設」はどのように数えますか

A7 原則として、指定等を受けている事業等の単位で「1施設等」として数えます。

なお、同一建物や同一敷地内で複数の事業を実施している場合等で、人員及び設備等の観点から当該複数の事業が一体的に実施されていると認められる場合、「1施設等」として数えます。

※ 一体的に実施されていると認められる具体的な障害福祉サービス事業所の例
(=複数の事業が一体的に実施されていると認められるもの)

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のうち複数のサービスの指定を受けている場合にも1つの事業所としてカウントします。
- ・計画相談支援及び障害児相談支援のサービスの指定を受けている場合にも1つの事業所としてカウントします。
- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスの2つを多機能事業所として運営している場合には1つの事業所としてカウントします。

Q8 当法人では、介護保険サービスと障害福祉サービスの事業所を運営しています。市の申請窓口はどちらになりますか

A8 高齢者施設、障害福祉サービス等施設の両方を運営されている法人については、それぞれ、ちゃーがんじゅう課と障がい福祉課へ申請をお願いします。

Q9 応援金はいつ交付されますか

A9 申請後、申請内容の審査を行い、那覇市社会福祉施設等応援金交付決定兼確定通知書(第2号様式)にて交付決定額の通知を行います。通知後、1～2週間で指定された口座に応援金を振り込みます。

Q10 申請書はいつまでに提出する必要がありますか

A10 各施設等において、応援金を早期に活用できるよう、目安の提出期間を令和2年11月30日(月)としています。

なお、申請が上記の期限の後になったとしても、随時受け付けできますが、この事業は令和2年度予算に基づいて実施するものですので、令和3年中に交付できるよう、早めの申請についてご協力をお願いします。※最終振込予定は令和3年2月末です。

Q11 応援金の交付を受けて、各施設等で実施した取組みについて、その完了後に、市への報告(例えば「実績報告」の提出)が必要ですか

A11 必要ありません。なお、後日市から実態把握のため、お問い合わせをする可能性はあります。その際は、ご協力よろしくをお願いします。

Q12 国・県・市などから他制度による支援を受けている場合でも、この応援金の交付を受けることができますか

A12 他の支援制度の活用状況に関わらず交付を受けることができますが、感染対策等へのかかり増し経費補助金(沖縄県実施の緊急包括支援事業、那覇市実施のサービス継続支援事業)にて購入した経費については重複しないようお願いします。

Q13 応援金の交付は、1回限りですか

A13 現時点では、2回目以降の事業実施予定はありません。

Q14 応援金は、課税対象収入となりますか

A14 原則としては、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加えます。ただし、収入減少や各種経費の支払いなどによって、応援金の交付を受けてもなお赤字となる事業者については、課税所得が生じないこととなります。

所得税や法人税に関してご不明な点等ございましたら、法人本店が所在する所管の税務署へお問い合わせください。

Q15 振込先通帳の写しについて

A15 申請者(代表者)名義のものとし、写しについては、通帳表紙及びフリガナ・支店名等のある頁を添付お願いします。